

綾瀬市の市章等利用に関する事務処理要領

1 趣旨

この要領は、綾瀬市（以下「市」という。）の市章等利用に関する事務処理について、必要な事項を定める。

2 定義

この要領において「市章等」とは、市が定める市章、市の木「やまもみじ」・花「ばら」・鳥「カワセミ」の図をいう。

3 利用できる事業

次のいずれかに該当する場合を除き、市章等を利用できるものとする。

- (1) 営利目的のもの。ただし市名産品に関するものはこの限りでない。
- (2) 特定の政治活動、宗教活動に係るもの。
- (3) その他市長が適当でないとするもの。

4 手続き

市章等を利用しようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、事前に綾瀬市市章等利用票（第1号様式）を市長に提出する。ただし、市及び市教育委員会の共催・後援事業等については省略できる。

5 承認

市長は、申し込みを受けたときは速やかに内容を審査し、承認・不承認について代表者に告知する。承認後に条件等が遵守されない場合は、承認を取り消すことができる。

6 所管等

承認の事務は広報担当課において行う。

7 旧様式の廃止

綾瀬市ロゴ・マーク等利用票（平成20年12月25日実施）は廃止する。

8 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月12日から施行する。

(第1号様式)

綾瀬市市章等利用票

年 月 日

綾瀬市長 あて

所在地
団体名
代表者
連絡先

次のとおり申し込みます。

事業等の名称	
事業等の趣旨	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
実施場所	
対象者	
利用する図案 (○を付ける)	市章  市の花  市の木  市の鳥 
その他	